

○豊中市指定ごみ袋承認申請要領

この要領は、豊中市の指定ごみ袋の承認申請をするにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1. 指定ごみ袋の製造等をする者は、当該指定ごみ袋に家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条の規定に基づく表示を行なうものとする。

2. 承認申請をされる方は、下記の要領にしたがって事務手続き等を行なうものとする。

1) 指定ごみ袋製造等承認申請書（様式第1号）に必要な事項を記入する。

2) 上記の申請書には、次に掲げる書類等を添付する。

① 申請者が法人である場合には、定款（寄付行為）の写し及び登記簿謄本（6ヶ月以内に取得したもの）、役員名簿。

② 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し（6ヶ月以内に取得したもの）。

③ 誓約書（様式1）。

④ 印刷インクの安全性に関する確約書（様式2）。

⑤ 販売ルート及び豊中市内の予定販売店一覧表、及び予定販売価格一覧表（別紙1）。

⑥ 印刷前の商品見本（ごみ袋と外袋）とごみ袋印刷レイアウト図、外袋印刷レイアウト図。

⑦ 検査結果書の原本

豊中市指定ごみ袋規格に掲げる「§2. ごみ袋の規格」の内、大きさと厚さ、品質について公的機関が検査し、検査（試験）結果を証明する報告書、成績書等の原本。

公的機関の一例としては、

（地独）大阪産業技術研究所 森之宮センター

（〒536-8553 大阪市城東区森之宮1-6-50 TEL 06-6963-8181）

（一財）化学物質評価研究機構 大阪事業所

（〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北1-5-55 TEL 06-6744-2022）

（一財）日本食品分析センター 大阪支所

（〒564-0051 吹田市豊津町3-1 TEL 06-6386-1851）

⑧ 他都市の承認等を受けている場合は、承認書等の写し。

⑨ その他必要と認める書類。

3. 市は承認申請書及び必要書類等を受理し、審査を行い承認基準に適合した場合は、申請者に承認番号を付した指定ごみ袋製造等承認書を交付します。

4. 承認された場合は、販売する前に包装用外装と一緒に完成品を提出してください。

5. 承認された場合は、速やかに指定袋の製造等を行い申請者の販売ルートにより、豊中市内の小売店等に流通させ販売するものとする。

6. その他

- 1) 申請時に提出された見本品について、本市が検査する場合があります。
- 2) 販売価格は自由価格となります。
- 3) 市場に流通している商品を抜き取り、必要に応じて本市が検査する場合があります。
- 4) 検査結果等によっては、申請者に対し必要な措置を講じてもらうことがあります。
- 5) 承認された後、承認申請書並びに添付書類等に追加・変更が生じた場合は届出をしてください。
- 6) 指定ごみ袋の製造等に関して本要領で定める以外、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）及び容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）、日本産業規格を遵守すること。

(様式1)

誓約書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

申請者 所在地

氏名又は名称

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の規定により、承認を受けて指定ごみ袋を製造等行なう場合は、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

1. 豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の規定を遵守するとともに、市の指導等に誠実に従います。
2. 指定ごみ袋の品質の管理及び流通に十分留意し、大・中・小・ミニの指定ごみ袋のいずれにおいても円滑な製造・販売が行なわれるように努めます。
3. 承認を取り消された場合は、直ちに販売店等に流通している指定ごみ袋を回収し、適正に処理をします。

確約書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

申請者 所在地

氏名又は名称

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

豊中市指定ごみ袋規格で定められた印刷インクについて、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものを使用することを確約します。

なお、インクの成分は下記のとおりです。

記

.....

.....

.....

.....

.....